

東京都がん診療連携拠点病院設置要綱

平成26年11月27日付26福保医政第1200号
(改正) 平成27年3月31日付26福保医政第1918号
(改正) 平成27年10月26日付27福保医政第1153号
(改正) 平成30年12月28日付30福保医政第1284号
(改正) 令和元年8月30日付31福保医政第689号

第1 目的

この要綱は、専門的ながん診療機能の充実を図るため、東京都がん診療連携拠点病院（以下「都拠点病院」という。）を指定することにより、東京都におけるがん医療水準の向上を図るとともに、都民に安心かつ適切ながん医療が提供されることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において「都拠点病院」とは、第4で定める指定要件を満たし、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成30年7月31日付健発0731第1号厚生労働省健康局長通知別添）に基づき厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院（以下「国拠点病院」という。）以外の病院で、東京都知事（以下「知事」という。）が指定した病院をいう。

第3 都拠点病院の指定等

- 1 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院の中から、以下の要件をすべて満たすものについて、都拠点病院として指定する。
 - (1) 指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、別途定める「東京都がん診療連携拠点病院新規指定・更新指定申請書」を知事に提出していること。
 - (2) 第4で定める指定要件をすべて満たしていること。ただし、知事が特に認めた場合はこの限りではない。
 - (3) 第三者によって構成される東京都がん診療連携拠点病院等選考委員会の意見を踏まえ、東京都が適当と認めるもの。
- 2 知事は、指定を行った場合、「東京都がん診療連携拠点病院指定通知書」（別記様式）により、開設者に対し、その旨通知する。
- 3 都拠点病院については、院内の見やすい場所に都拠点病院である旨の掲示をするなど、がん患者に対し、必要な情報提供を行うこととする。
- 4 都拠点病院は、指定要件を満たさなくなった場合及び院内で重大な事故等が発生した場合は、速やかに知事に報告を行うものとする。

- 5 知事は、都拠点病院が指定要件を欠くに至ったと認める場合及び重大な事故等が発生した場合は、「東京都がん診療連携拠点病院等選考委員会」の意見を聴取の上、勧告及び指定の取消しをすることができる。また、知事は開設者から申し出があったときは指定を取り消すことができる。
- 6 都拠点病院の指定期間は原則として4年とする。ただし、再指定を妨げない。
- 7 都拠点病院が国拠点病院として新たに指定された場合は、国拠点病院の指定日に、都拠点病院としての指定は効力を失う。

第4 指定要件

1 診療体制

(1) 診療機能

ア 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供

(ア) 我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。）及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。

(イ) 集学的治療及び標準的治療等の質の評価のため、必要な情報を、国に届け出ること。

(ウ) 集学的治療及び標準的治療等を提供するに当たり、がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等のスクリーニングを、診断時から外来及び病棟にて行うことのできる体制を整備すること。

なお、院内で一貫したスクリーニング手法を活用すること。

また、必要に応じて看護師等によるカウンセリング（以下「がん患者カウンセリング」という。）を活用する等、安心して医療を受けられる体制を整備すること。

さらに、オの（ア）に規定する緩和ケアチームと連携し、スクリーニングされたがん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛を迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。

(エ) 医師からの診断結果や病状の説明時には、以下の体制を整備すること。

a 看護師や医療心理に携わる者等の同席を基本とすること。ただし、患者とその家族等の希望に応じて同席者を調整すること。

b 初期治療内容に限らず、長期的視野に立った治療プロセス全体に関する十分なインフォームドコンセントの取得に努めること。

(オ) 我が国に多いがんについて、クリティカルパス（検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。以下同じ。）を整備し、活用状況を把握すること。

- (カ) がん疼痛や呼吸困難などに対する症状緩和や医療用麻薬の適正使用を目的とした院内マニュアルを整備するとともに、これに準じた院内クリティカルパスを整備し活用状況を把握する等、実効性のある診療体制を整備すること。
- (キ) がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボード（手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。）を設置し、その実施主体を明らかにした上で、月1回以上開催すること。
なお、カンサーボードを開催するに当たっては、以下の点に留意すること。
- a キンサーボードには治療法（手術療法、薬物療法、放射線療法等）となり得る診療科の複数診療科の担当医師が参加すること。
また、緩和ケア担当医師や病理医についても参加することが望ましい。
- b (ウ)に規定するスクリーニングを行った上で、歯科医師や薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の専門的多職種参加を必要に応じて求めること。
- c キンサーボードで検討した内容については、記録の上、関係者間で共有すること。
- (ク) 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ適切に依頼ができる体制を整備すること。
- (ケ) 思春期と若年成人（Adolescent and Young Adult; AYA）世代（以下「AYA世代」という。）にあるがん患者については治療、就学、就労、生殖機能等に関する状況や希望について確認し、必要に応じて、対応できる医療機関やがん相談支援センターに紹介すること。
- (コ) 生殖機能の温存に関しては、患者の希望を確認し、院内又は地域の生殖医療に関する診療科についての情報を提供するとともに、当該診療科と治療に関する情報を共有する体制を整備すること。
- (サ) 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。
- (シ) 保険適応外の免疫療法を提供する場合は、原則として治験を含めた臨床研究、先進医療の枠組みで行うこと。
- イ 手術療法の提供体制
- (ア) 術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。
なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。
- (イ) 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施することが望ましい。
- ウ 放射線治療の提供体制
- (ア) 強度変調放射線治療に関して、地域の医療機関と連携すると共に、役割

分担を図ること。

(イ) 核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。

(ウ) 第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。

なお、基準線量の±5%の範囲を維持することが望ましい。

(エ) 緩和的放射線治療について、患者に提供できる体制を整備すること。

エ 薬物療法の提供体制

(ア) (3) のアの (イ) に規定する外来化学療法室において、専門資格を有する看護師を中心として、治療の有害事象を含めた苦痛のスクリーニングを行い、主治医と情報を共有し、適切な治療や支援を行うこと。

なお、整備体制について、がん患者とその家族に十分に周知すること。

(イ) 急変時等の緊急時に (3) のアの (イ) に規定する外来化学療法室において薬物療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保すること。

(ウ) 薬物療法のレジメン（治療内容をいう。以下同じ。）を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。

なお、当該委員会は、必要に応じて、カンサーボードと連携協力すること。

オ 緩和ケアの提供体制

(ア) (2) のアの (オ) に規定する医師及び (2) のイの (ウ) に規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。

(イ) 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、がん診療に携わる全ての診療従事者により、緩和ケアが提供される体制を整備すること。

(ウ) 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、(ア) に規定する緩和ケアチームにより、以下の緩和ケアが提供される体制を整備すること。

a 週1回以上の頻度で、定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、適切な症状緩和について協議すること。

なお、当該病棟ラウンド及びカンファレンスについて主治医や病棟看護師等に情報を共有し、必要に応じて参加を求めること。

b (2) のアの (オ) に規定する身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師は、手術療法・薬物療法・放射線治療等、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて共同して診療計画を立案すること。

また、(2) のアの (オ) に規定する精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師に関しても、がん診療に関するカンファレン

ス及び病棟回診に参加することが望ましい。

- c (2) のイの (ウ) に規定する看護師は、苦痛のスクリーニングの支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。

また、主治医及び看護師等と協働し、必要に応じてがん患者カウンセリングを実施すること。

- d 緩和ケアに係る診療や相談支援の件数及び内容、医療用麻薬の処方量、苦痛のスクリーニング結果など、院内の緩和ケアに係る情報を把握・分析し、評価を行い、緩和ケアの提供体制の改善を図ること。

- e がん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛に対して、必要に応じて初回処方を緩和ケアチームで実施する等、院内の診療従事者と連携し迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。

(エ) 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。

なお、「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」とは、医師による全人的かつ専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来を指すものであり、疼痛のみに対応する外来や、診療する曜日等が定まっていない外来は含まない。

また、外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を円滑に行うことができる体制を整備すること。

(オ) 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等による服薬指導を実施し、その際には自記式の服薬記録を整備活用することにより、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。

(カ) 院内の医療従事者と (ア) に規定する緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。

- a (ア) に規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順には、医師だけではなく、看護師や薬剤師など他の診療従事者からも依頼できる体制を確保すること。

- b (ア) に規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順など、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。

- c がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアの提供について診療従事者の指導にあたりとともに緩和ケアの提供体制について (ア) に規定する緩和ケアチームへ情報を集約するため、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナース (医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のことをいう。) を配置することが望ましい。

- (キ) 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニングを含めた意思決定支援を提供できる体制を整備すること。
- (ク) (ア) から (キ) により、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。
- (ケ) かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師が (ア) に規定する緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。
- (コ) 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。

カ 地域連携の推進体制

- (ア) 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入れを行うこと。
また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。その際、緩和ケアの提供に関しては、当該医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。
- (イ) 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアの提供に関する相談など、地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。
- (ウ) 当該医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該圏域内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。
- (エ) がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携することが望ましい。
- (オ) 我が国に多いがんその他必要ながんについて、地域連携クリティカルパス（国拠点病院や都拠点病院等と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。）を整備すること。
- (カ) 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、症状緩和に係る院内クリティカルパスに準じた地域連携クリティカルパスやマニュアルを整備するなど、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。
- (キ) 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。
- (ク) 当該医療圏において、地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援の在り方について情報を共

有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けること。

なお、その際には既存の会議体を利用する等の工夫を行うことが望ましい。

キ セカンドオピニオンの提示体制

(ア) 我が国に多いがんその他当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン（診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。）を提示する体制を整備すること。

(イ) がん患者とその家族に対して診療に関する説明を行う際には、他施設におけるセカンドオピニオンの活用についても説明を行う体制を整備すること。その際、セカンドオピニオンを求めることにより不利益を被ることがない旨を明確に説明する体制を整備すること。

(2) 診療従事者

本指針において、専従とは、当該診療の実施日において、当該診療に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該診療に従事していることをいう。

また、専任とは、当該診療の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事している必要があるものとする。

ア 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

(ア) 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。

(イ) 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

(ウ) 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

(エ) 専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

(オ) (1) のオの (ア) に規定する緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

なお、当該医師については、専従であることが望ましい。

また、当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。

(1) のオの (ア) に規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

なお、当該医師については、専任であることが望ましい。

(カ) 専従の病理診断に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。

なお、当該病理診断には、病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含むものとする。

(キ) 医師・歯科医師・薬剤師調査に基づく当該医療圏の医師数（病院の従事者）が概ね300人を下回る医療圏においては、令和5年3月31日までの間、(イ)、(ウ)、(カ)に規定する専門的な知識及び技能を有する医師の配置は必須要件とはしないが、以下の要件を満たすこと。

a 専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。

なお、当該医師については、原則として常勤であること。

b 専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。

なお、当該病理診断には、病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含むものとする。

イ 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

(ア) 専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。

なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。

また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。

なお、当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

(イ) 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。

なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

(3) のアの(イ)に規定する外来化学療法室に、専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。

なお、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

(ウ) (1) のオの(ア)に規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置するこ

と。

なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であること。

(1) のオの (ア) に規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師、医療心理に携わる者及び相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。

なお、当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

また、当該医療心理に携わる者は公認心理師又はそれに準ずる専門資格を有する者であることが望ましい。

また、当該相談支援に携わる者については社会福祉士等であることが望ましい。

(エ) 専任の細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。

なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

ウ その他

(ア) がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科が参加する話合いの場等を設置することが望ましい。

(イ) 都拠点病院の長は、当該病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。

なお、当該評価に当たっては、手術・放射線治療・薬物療法の治療件数（放射線治療・薬物療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。）、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。

(3) 医療施設

ア 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

(ア) 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。

(イ) 外来化学療法室を設置すること。

(ウ) 原則として集中治療室を設置すること。

(エ) 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。

(オ) 術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能である病理診断室を設置すること。

(カ) 病棟、外来、(イ) に規定する外来化学療法室等に、集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点などに関して、冊子や視聴覚教材など

を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。

(キ) がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けること。

イ 敷地内禁煙等

敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。

2 診療実績

(1) 又は(2)を概ね満たすこと。

(1) 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間500件以上

イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上

ウ がんに係る薬物療法延べ患者数 年間1,000人以上

エ 放射線治療延べ患者数 年間200人以上

オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上

(2) 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

※ この場合の診療実績は、各施設の年間新入院がん患者数のうち当該二次医療圏に居住している者を分子とし、患者調査の「病院の推計退院患者数(患者住所地もしくは施設住所地)、二次医療圏×傷病分類別」の当該二次医療圏の悪性新生物の数値を1.2倍したものを分母とする。分子の数値は現況報告の数値を用い、分母の数値には原則として患者調査の最新公開情報を用いること。

3 研修の実施体制

(1) 「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、東京都と協議の上、開催すること。

また、自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において、報告すること。

また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すことが望ましい。

なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。

(2) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。

(3) (1)のほか、原則として、当該医療圏においてがん医療に携わる医師等を

対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線治療・薬物療法の推進及び緩和ケア等に関する研修を実施すること。

なお、当該研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫するように努めること。

- (4) 診療連携を行っている地域の医療機関等の診療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的で開催すること。
- (5) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的実施すること。
- (6) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象として、がん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力することが望ましい。

4 情報の収集提供体制

(1) 相談支援センター

相談支援を行う機能を有する部門（以下「相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。）を設置し、アからキの体制を確保した上で、当該部門において（2）アからチまでに掲げる業務を行うこと。

なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨や、相談支援センターの場所、対応可能な時間帯についての掲示をする等、相談支援センターについて積極的に周知すること。

ア 国立がん研究センターがん対策情報センター（以下「がん対策情報センター」という。）による「相談支援センター相談員研修・基礎研修」（1）～（3）を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。

イ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。

また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。

ウ 相談支援について、東京都がん診療連携協議会等の場での協議を行い、国拠点病院や都拠点病院等との間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。

エ 相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。

（ア）外来初診時等に主治医等から、がん患者及びその家族に対し、相談支援センターについて説明する等、診断初期の段階から相談支援センターの周知が図られる体制を整備すること。

（イ）地域の医療機関に対し、相談支援センターに関する広報を行うこと。

また、地域の医療機関からの相談依頼があった場合に受入れ可能な体制を整備することが望ましい。

オ 相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ましい。

カ 患者からの相談に対し、必要に応じて院内の医療従事者が対応できるように、相談支援センターと院内の医療従事者が協働すること。

キ 相談支援センターの支援員は、東京都にある都道府県がん診療連携拠点病院（国拠点病院のうち、当該都道府県におけるがん診療の質の向上等に関する中心的な役割を担う病院）が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。

（2）相談支援センターの業務

以下に示す項目については自施設において提供できるようにすること。

ア がんの病態や標準的治療法等、がんの治療に関する一般的な情報の提供

イ がんの予防やがん検診等に関する一般的な情報の提供

ウ 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び連携する地域の医療機関に関する情報の提供

エ セカンドオピニオンの提示が可能な医師や医療機関の紹介

オ がん患者の療養生活に関する相談

カ 就労に関する相談（産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携による提供が望ましい。）

キ 地域の医療機関におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供

ク アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する相談

ケ HTLV-1 関連疾患であるATLに関する相談

コ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援

サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組

シ その他相談支援に関すること

以下に示す項目については自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関に紹介すること。

ス がんゲノム医療に関する相談

セ 希少がんに関する相談

ソ AYA世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談

タ がん治療に伴う生殖機能の影響や、生殖機能の温存に関する相談

チ その他自施設では対応が困難である相談支援に関すること

※ 業務内容については、相談支援センターと別部門で実施されることもあることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこと。

（3）院内がん登録

ア がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第44条第

1 項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針（平成 27 年厚生労働省告示第 470 号）に即して院内がん登録を実施すること。

イ 院内がん登録に係る実務に関する責任部署を明確にすること。当該病院の管理者又はこれに準ずる者を長とし、医師、看護師及び診療情報管理士等から構成され、当該病院における院内がん登録の運用上の課題の評価及び活用に係る規定の策定等を行う機関を設置すること。

ウ 専従で、院内がん登録の実務を担う者として、国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けている者を 1 人以上配置すること。

また、配置された者は国立がん研究センターが示すがん登録に係るマニュアルに習熟すること。

エ 院内がん登録の登録様式については、国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準様式に準拠すること。

オ 適宜、登録対象者の生存の状況を確認すること。

カ 院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を基にしたがん統計等の算出等を行うため、毎年、国立がん研究センターに情報提供すること。

キ 院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めることが望ましい。

ク 院内がん登録を活用することにより、都の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。

(4) 情報提供・普及啓発

ア 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容について病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。

また、がんゲノム医療やAYA世代にあるがん患者への治療・支援についても、自施設で提供できる場合はその旨を広報すること。

イ 院内がん登録数や各治療法についてのがん種別件数について、ホームページ等での情報公開に努めること。

ウ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめとするがんに関する普及啓発に努めること。

エ がん教育について、当該医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることが望ましい。

なお、学校でのがん教育を実施するに当たっては、児童・生徒へ十分な配慮を行うこと。

5 臨床研究及び調査研究

(1) 政策的公衆衛生的に必要な性の高い調査研究に協力すること。

(2) 臨床研究を行う場合は、次に掲げる事項を実施すること。

ア 治験を除く臨床研究を行うに当たっては、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）に則った体制を整備すること。

イ 進行中の治験を除く臨床研究の概要及び過去の治験を除く臨床研究の成果を広報すること。

ウ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。

エ 臨床研究コーディネーター（CRC）を配置することが望ましい。

オ 患者に対して治験も含めた臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介すること。

6 PDCAサイクルの確保

(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。

なお、その際には、Quality Indicator (以下「QI」という。)の利用や、第三者による評価、国拠点病院や都拠点病院、東京都がん診療連携協力病院（以下「協力病院」という。）との間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。

(2) これらの実施状況につき都道府県がん診療連携拠点病院を中心に都内の国拠点病院や都拠点病院、協力病院等との間において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報すること。

7 医療に係る安全管理

(1) 組織上明確に位置付けられた医療に係る安全管理を行う部門を設置し、病院一体として医療安全対策を講じること。

また、当該部門の長として常勤の医師を配置すること。

(2) 医療に係る安全管理を行う者（以下「医療安全管理者」という。）として(1)に規定する医師に加え、専任で常勤の薬剤師及び専従で常勤の看護師を配置すること。

(3) 医療安全管理者は、医療安全対策に係る研修を受講すること。

(4) 医療に係る安全管理の体制及び取組状況について、第三者による評価や国拠点病院や都拠点病院、協力病院との間での実地調査等を活用することが望ましい。

(5) 当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の適応外使用を行う場合や高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合については、以下の体制を整備すること。

ア 当該医療の適応の安全性や妥当性、倫理性について検討するための組織（倫理審査委員会、薬事委員会等）を設置し、病院として事前に検討を行うこと。

イ 事前検討を行い、承認された医療を提供する際には、患者・家族に対し適切な説明を行い、書面での同意を得た上で提供すること。

ウ 提供した医療について、事後評価を行うこと。

(6) 医療安全のための患者窓口を設置し、患者からの苦情や相談に応じられる体制を確保すること。

8 特定機能病院を都拠点病院に指定する場合の指定要件

医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2に基づく特定機能病院を都拠点病院として指定する場合には、上記1から7に定める指定要件に加え、次の要件を満たすこと。

(1) 組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し放射線治療を行う機能を有する部門を設置し、当該部門の長として、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を配置すること。

(2) 組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し薬物療法を行う機能を有する部門を設置し、当該部門の長として、専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を配置すること。

なお、当該医師については、専従であることが望ましい。

(3) 都内の国拠点病院や都拠点病院等の医師等に対し、高度ながん医療に関する研修を実施することが望ましい。

(4) 他の国拠点病院や都拠点病院等に対する医師の派遣による診療支援に積極的に取り組むこと。

第5 既に都拠点病院の指定を受けている病院の取扱いについて

(1) 施行日時点で、「東京都がん診療連携拠点病院設置要綱」（（改正）平成30年12月28日付30福保医政第1284号）に基づき都拠点病院の指定を受けている病院（以下「既指定病院」という。）にあつては、令和2年3月末日までの間、「東京都がん診療連携拠点病院設置要綱」（（改正）平成30年12月28日付30福保医政第1284号）に定める要件を満たしている場合に限り、第3の1の(2)及び(3)の規定に関わらず、この要綱で定める都拠点病院として指定を受けているものとみなす。ただし、この場合の指定期間は、第3の6の規定に関わらず、令和2年3月末日までとする。

(2) 既指定病院のうち、令和2年4月1日以降も引き続き都拠点病院として指定を受けようとする病院は、開設者が、別途定める「東京都がん診療連携拠点病院新規指定・更新指定申請書」を指定する期日までに知事に提出すること。

また、第4で定める指定要件をすべて満たすこと。

なお、第4の1の(2)のアの(イ)、(エ)及び(オ)に規定する医師、第4の1の(2)のイの(イ)に規定する看護師、第4の2の(1)の(オ)に規定する緩和ケアチームの診療実績、第4の4の(1)のアに規定するがん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)の修了、第4の4の(3)のウに規定する国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定及び第4の7の(3)に規定する医療安全対策に係る研修の受講の要件については、いずれかの要件を満たしていない既指定病院にあつても、アからエに定めるすべての要件を満たしている場合に限り、指定することができるものとする。た

だし、このとき第3の6の規定に関わらず、指定期間は令和2年4月からの1年間とする。

また、第4の1の(2)のアの(ウ)に規定する医師の要件については、要件を満たしていない既指定病院にあっても、アからエに定めるすべての要件を満たしている場合に限り、指定することができるものとする。ただし、このとき第3の6の規定に関わらず、指定期間は令和2年4月からの2年間とする。

ア 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

(ア) 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。

なお、当該医師については、原則として常勤であること。

(イ) 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。

なお、当該医師については、原則として常勤であること。

(ウ) 専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。

なお、当該医師については、原則として常勤であること。

(エ) 第4の1の(1)のオの(ア)に規定する緩和ケアチームに、専従の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。

なお、当該医師については、原則として常勤であること。

(オ) 第4の1の(1)のオの(ア)に規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。

また、当該医師については、原則として常勤であること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。

イ 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

第4の(3)のアの(イ)に規定する外来化学療法室に、専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。

なお、当該看護師については、原則として専従であること。

ウ 院内がん登録実務者

国立がん研究センターが実施する研修で認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。認定については、中級認定者とされている認定を受けることが望ましい。

また、配置された者は国立がん研究センターが示すがん登録に係るマニュアルに習熟すること。

エ 医療安全対策に係る研修の受講

第4の7に規定する医療安全管理者のうち、少なくとも1名は医療安全対策に係る研修を受講していること。

なお、当該既指定病院は現況報告にて当該要件が満たされていることが確認できなければ、令和2年4月1日以降指定の更新は認められない場合があるため留意すること。

第6 他の医療機関との連携

都拠点病院は、その設置目的を果たすため、国拠点病院院及びその他医療機関等と

の連携に努めるものとする。

第7 東京都への協力

都拠点病院は、都が実施するがん医療水準の向上等に向けた取組に協力すること。

第8 東京都への報告

1 現況報告

都拠点病院は、第4に定める指定要件の充足状況について、別途定める「東京都がん診療連携拠点病院現況報告書」により、毎年1回、指定する期日までに知事に報告しなければならない。

2 四半期報告

都拠点病院は、第4に指定要件として規定する診療体制等に基づくがん医療の提供状況及び情報提供等の状況について、別途定める「東京都がん診療連携拠点病院四半期報告書」により、四半期ごと指定する期日までに知事に報告しなければならない。

第9 事業に係る経費の補助

知事は、都拠点病院（開設者が国、独立行政法人、都及び公益財団法人東京都保健医療公社である場合を除く。）が、都拠点病院としての役割を果たすために実施する事業の経費に対し、別に定めるところにより予算の範囲内で補助する。

附 則

この要綱は、平成26年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月26日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。